

## 熊本市夢と活力ある農業推進事業実施要綱

制定	平成28年3月29日市長決裁
改正	平成29年2月20日市長決裁 (略)
改正	令和2年2月21日市長決裁
改正	令和2年4月6日農業支援課長決裁
改正	令和3年2月19日市長決裁
改正	令和4年2月24日市長決裁
改正	令和5年2月20日市長決裁
改正	令和5年5月31日農業支援課長決裁
改正	令和6年2月26日市長決裁
改正	令和7年2月18日市長決裁

### (趣旨)

第1条 本事業は、競争力の高い農業の振興を図ることを目的として、農業者や農業者団体等が自ら行う農業経営の高度化に資する多種多様な取組やスマート農業技術導入の取組に対して支援を行うことで、農業が本市において夢と活力のある基幹産業として持続的に発展することを目指すものである。

### (事業実施)

第2条 本事業の実施については、予算の範囲内において、補助金等を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるもののほか、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

### (事業実施主体)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「事業実施主体」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 市域に住所を有している農業者、認定農業者及び認定新規就農者
- (2) 農業協同組合（市域に住所を有している農業者を組合員に含むもの）
- (3) 農業者が組織する団体及び農区（構成員が3戸以上であり、かつ市域に住所を有している農業者が構成員の過半を占めるもの）

2 農業者については、経営耕地面積が30ha以上又は1年間における農産物販売金額が50万円以上である者とする。

3 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。

### (事業内容)

第4条 本事業による補助の対象となる事業の事業名、事業実施主体、補助対象経費、採択要件及び補助率又は補助金額等は、別表のとおりとする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた金額とする。

2 同一内容の事業について、国や県、市町村が助成する他の制度と補助対象経費が重複する事業は、本事業補助金の交付を受けることができないものとする。

### (対象地域)

第5条 別表II整備事業の主たる受益地は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第2項に基づく農業振興地域とする。ただし、継続的営農であり、かつ、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定による補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) その他市長が必要と認める事項

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第7条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、次に掲げるもの以外のものとする。

(1) 施工箇所又は設置場所の変更

(2) 事業費の20%を超える増額又は減額（ただし、補助金額の変更がない場合は、この限りでない。）

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、事業実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第1号を準用する。）

(2) その他市長が必要と認める事項

(財産の処分の制限)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、前項に規定する財産については、その処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める期間をいう。）内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年2月20日に改正し、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年2月28日に改正し、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年2月27日に改正し、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年2月21日に改正し、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月6日に改正し、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年2月19日に改正し、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年2月24日に改正し、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年2月20日に改正し、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年5月31日から施行する。

この要綱は、令和6年2月26日に改正し、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年2月18日に改正し、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

事業一覧表

## I 推進事業

事業名	事業実施主体	補助対象経費 (消費税相当額を除く)	左の説明	採択要件	補助率
1. 安全安心・環境対策支援事業	農業協同組合 農業者が組織する団体	(1) 化学合成農薬・化学肥料の使用量の低減技術の導入を目的とした、現地実証試験等の取組に要する経費	①調査研修経費（先進事例の調査、講演会・検討会等の開催会費） ②技術の実用化を目的とした現地実証試験等に要する資材  化学合成農薬使用低減技術：昆虫性フェロモントラップ、天敵導入、台木比較試験、防虫ネット、防蛾灯等  化学肥料使用低減技術：緑肥栽培、緩効性肥料導入、局所施肥、施肥移植同時栽培等	①環境保全効果が明確に示されていること。 ②現地実証試験については、試験を実施する体制や試験計画、当該技術の導入による環境負荷低減目標が明確に示されていること。 ③同一内容の取組は、1回限りとし、継続した3か年以内とする。	1／2以内、補助額の上限を200千円とする。
	農業者 農業協同組合 農業者が組織する団体	(2) 生物農薬の導入に要する経費	天敵農薬、微生物農薬の導入に要する経費	①環境保全効果が明確に示されていること。 ②同一内容の取組は、1回限りとし、継続した2か年以内とする。	1／3以内、受益者1戸の補助額の上限を100千円とする。
	農業者 農業協同組合	(3) 農産物における有機J A S認証取得に要する経費	登録認定機関による農産物における有機J A S認証の審査（書類審査及び実地検査等）に要する経費	①農産物における有機J A S認証に限る。 ②補助は、1事業対象者につき年間1回限りとする。 ③同一内容の取組は、1回限りとし、継続した3か年以内とする。	1／2以内、1検体当たりの補助額の上限を50千円とする。
		(4) G A Pの導入に向けた調査、研修及び認証取得に要する経費	①G A Pの取組事例の調査経費 ②認証機関等が実施する研修会参加や講師招聘経費等 ③G A Pの取組を支援するソフトウェアの活用等 ④認証機関による認証取得に要する審査認証経費（組織の会費、認証マーク経費等は含まない。）	①取組事例の調査は、食品安全、労働安全、環境保全等のG A Pを導入するに当たって効果的な内容であること。 ②補助は、1事業対象者につき年間1回限りとする。 ③同一内容の取組は、1回限りとし、継続した3か年以内とする。	1／2以内、補助額の上限を500千円とする。

2. 新規作物・新技術導入支援事業	認定農業者 認定新規就農者 農業協同組合 農業者が組織する団体	(1) 新規作物や新品種の導入を目的とした調査や栽培実証試験等の取組に要する経費	①調査研修経費（先進事例の調査、講演会・検討会等の開催会費） ②産地化を目的とした新規作物・品種栽培現地実証試験等に要する種苗・資材経費 ③品種改良・新品種の開発試験及び種苗登録経費	①当該作物の品種及び技術が十分に普及していないものであって、導入の効果が高いと認められるものであること。 ②品種改良・新品種の開発試験及び種苗登録については、種苗法を遵守すること。 ③同一内容の取組は、1回限りとし、継続した3か年以内とする。	1／2以内、補助額の上限を200千円とする。（個人にあっては、100千円とする。）
	認定農業者 認定新規就農者 農業協同組合 農業者が組織する団体	(2) 生産流通の改善を目的とした生産資材等の導入に対する調査や栽培実証試験等の取組に要する経費	①調査研修経費（先進事例の調査、講演会・検討会等の開催会費） ②生産技術の実用化を目的とした現地実証試験等に要する資材 ③品質保持や出荷流通の改善を目的とした包装資材等やテスト輸送等に要する経費		
3. 鳥獣被害対策支援事業	農業協同組合 農業者が組織する団体 農区	鳥獣による農作物の被害を軽減するために共同で取り組む被害防止対策経費	①被害状況の把握、地図落とし、被害防止対策の実証・検討等に要する経費（会場使用料、事務用品、専門的知識を提供する者への旅費・謝金、センサーカメラ等の調査機材及びその借料等） ②事例調査や研修会等の実施に要する経費（旅費、専門的知識を提供する者への旅費・謝金、研修教材費等） ③追い払いや藪払い等の生息環境整備等被害を軽減する共同作業に要する経費（動物駆逐用煙火等追い払い資材、刈払機等の燃料代、共同作業の役務要請に対する賃金等）	①集落や農区等の地域ぐるみで実施する取組であること。 ②被害防止対策の実証や生息環境整備等に取り組む場合、実施地の地権者の同意を得ていること。 ③追い払いや生息環境整備の共同作業は、被害防止効果が明確に高いと認められるものであること。 ④煙火等の使用については、周辺住民の同意を得ること。 ⑤補助は、1事業年度につき3事業実施主体までとする。 ⑥同一内容の取組は、1回限りとし、継続した3か年以内とする。	定額、補助額の上限を500千円とする。

4. 労働力確保支援事業	認定農業者 農業協同組合	労働力確保に関する活動や研修等に要する経費	①労働力の募集にかかる経費（就職説明会の出展に係る経費、会場使用料等） ②労働力確保ための研修会開催・参加に係る経費（研修会参加費、講師謝金、講師旅費、会場借料等） ③民間コンサルによる集出荷施設の作業改善に係る委託料等	①労働力を確保・活用するための取組であること。 ②受入れ管理体制の充実、労働環境の向上等を効率的に推進するものであること。 ③長期雇用を目的とした取組みであること。 ④同一内容の取組は、1回限りとし、継続した3か年以内とする。	1／2以内、補助額の上限を1,000千円とする。
5. 農福連携推進事業	農業者 農業協同組合	農産物におけるノウフク JAS規格の認証に要する経費	登録認証機関（日本基金）による農産物におけるノウフク JAS認証審査（書類審査及び実地審査等）に要する経費	①生鮮食品におけるノウフク JAS規格認証に限る。 ②補助は、1事業対象者につき年間1回限りとする。 ③同一内容の取組は、1回限りとし、継続した3か年以内とする。	1／2以内、補助額の上限を100千円とする。
6. スマート農業推進事業	農業協同組合 農業者が組織する団体	スマート農業技術の導入に向けた調査、研修等に要する経費	調査研修経費（取組事例の視察、研修、講演会、検討会の開催経費等）	①取組事例の調査は、事業対象者がスマート農業技術を導入するために、必要かつ効果的な内容であること。 ②補助は、1事業対象者につき年間1回限りとする。	1／2以内、補助額の上限を300千円とする。
7. 農業経営改善支援事業	認定農業者	農業経営改善に向けた農業コンサルティングに要する経費	肥料費や農薬費等の生産経費の削減を目的とした農業コンサルティングに要する経費	①土壤分析を実施すること。 ②コンサルティングの結果については、熊本市ホームページ等で公表することに同意できること。 ③補助は、1事業年度につき3事業実施主体までとする。	定額、補助額の上限を300千円とする。

II 整備事業

事業名	事業実施主体	補助対象経費 (消費税相当額を除く)	左の説明	採択要件	補助率
1. 環境対策整備事業	認定農業者 認定新規就農者 農業協同組合 農業者が組織する団体	(1)堆きゅう肥の製造・利用拡大及び畜産環境改善を目的とした施設機械の導入に対する経費	堆肥舎、堆肥梱包機械、堆肥ストックヤード、スラリー臭気低減施設等	堆きゅう肥の製造・利用拡大や畜産環境の改善効果が明確であること。	1／3以内、補助額の上限を3,000千円とする。
		(2)省エネルギー、エネルギー転換の実施に必要な設備等の整備	省エネ型加温機、生産現場でのLED電照設備の導入（電気設備工事を伴うものに限る）等	省エネルギー、エネルギー転換の効果が明確であること。	
2. 共同利用機械・施設整備事業	農業協同組合 農業者が組織する団体	共同利用を目的とした農業機械・施設の導入に対する経費	畦塗機、播種機、育苗施設、田植機、移植機、乗用管理機、防除機、コンバイン、収穫機、乾燥機、選別機、梱包機、低温貯蔵庫、予措庫、農機具格納庫、堆肥散布機、バケットローダー、局所施肥機等	①省力化、効率化、高品質化等の効果が明確であること。 ②受益農家は3戸以上であること。 ③施設を整備する場合、関係法令を遵守すること。	1／3以内、補助額の上限を5,000千円とする。
3. 園芸作物整備事業	認定農業者 認定新規就農者 農業協同組合 農業者が組織する団体	園芸作物の生産安定・高品質化のための施設導入に対する経費	園芸用ハウス施設の付帯施設等整備（循環扇、防虫ネット、自動開閉装置、炭酸ガス施用装置等）、全天候型マルチ施設、さく井等  ※被覆資材、防風資材は対象としない。 ※補助対象となる防虫ネットの目合いは下記のとおりとする。ただし、補助対象目合いと同等以上の害虫侵入抑制効果及び費用対効果が確認できる公的試験データがあればこの限りではない。 ・補助対象目合い	園芸作物の生産安定・高品質化に資する効果が明確であること。	1／3以内、受益者1戸の補助額の上限を500千円とする。

4. 災害被害防止整備事業	認定農業者 認定新規就農者 農業協同組合 農業者が組織する団体	(1) 台風被害防止のための施設整備に対する経費	ハウス陸張り、プレス等の増設等	台風被害防止に資する効果が明確であること。	1／2以内、受益者1戸の補助額の上限を1,000千円とする。
			防風施設設置 ※ハウスの周辺または樹園地の周辺に整備するものに限る。 ※基礎工事を伴うものに限る。	台風被害防止に資する効果が明確であること。	
	農業者 農業協同組合 農業者が組織する団体	(2) 地震被害防止のための防油堤整備に対する経費	(ア) 防油堤設置に係る経費（防油堤、設置工事費等） (イ) 加温設備までの配管設置に係る経費（配管用鋼管、設置工事費等） ※(イ)は(ア)と一体的に整備するものに限る。	①地震被害防止に資する効果が明確であること。 ②熊本市火災予防条例の設置基準を満たすこと。 ③関係法令を遵守すること。	(ア) 1／2以内、受益者1戸の補助額の上限を500千円とする。ただし、1基当たりの補助対象事業費は250千円を上限とする。 (イ) 定額 3千円／m
	認定農業者 認定新規就農者 農業者が組織する団体	(3) 園芸作物及び畜産物の生産安定に資する気象灾害防止のための施設導入に対する経費	固定型発電機（配線を含む設置工事を伴うものに限る）、湿害防止施設	園芸作物又は畜産物の生産安定に資する効果が明確であること。	1／3以内、受益者1戸の補助額の上限を1,000千円とする。
5. 畜産整備事業	認定農業者 認定新規就農者	畜産物の生産安定・高品質化・省力化のための施設導入に対する経費	畜産用施設の付帯施設等整備（インバータ、扇風機、細霧機、代用乳自動溶解装置、牛衡器、クーリングパッドシステム等）、畜舎屋根塗装経費 ※畜舎またはその敷地内に設置するものに限る。	①畜産物の生産安定・高品質化・省力化に資する効果が明確であること。 ②家畜伝染病予防法「飼養衛生管理基準」に沿った取組であること。	1／3以内、補助額の上限を500千円とする。

6. 家畜防疫対策整備事業	農業者	(1) 畜産農場の管理区域内で実施しなければならない消毒の機資材等の導入に対する経費	動力噴霧器、車両用消毒プール設置資材、捕虫機、パスチャライザー等(防護服、長靴及びブーツカバー等着衣する資材及び消石灰等の消毒薬剤は除く。)	家畜伝染病予防法「飼養衛生管理基準」で定められている消毒が実施できる機資材であること。	1／2以内、補助額の上限を300千円とする。
		(2) 畜舎・家きん舎への野生動物(野鳥・野鼠等)の侵入防止のためのネット導入に対する経費	防鳥ネット設置	家畜伝染病予防法「飼養衛生管理基準」で定められている野生動物の侵入を防止することができるものであること。(網目の大きさが2cm以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものに限る。)	
7. 鳥獣被害対策整備事業	農業者 農業協同組合 農業者が組織する団体 農区	(1) イノシシ等捕獲用わな導入経費	イノシシ等捕獲用箱わな、くくりわな(わなのエサ、車両の燃料等捕獲作業に要する経費は補助対象としない。)	①対象動物の捕獲に十分な効果があり、強度があると認められるもの。 ②わなの使用に当たっては、鳥獣保護法に基づく免許の取得や捕獲許可等の関係法令の遵守を行うこと。	2／3以内、補助額の上限を300千円とする。(個人にあっては、100千円とする。)
	農業者 農区	(2) ヒヨドリ等防鳥ネット等の導入経費	圃場に防鳥ネットを設置する資材(設置労賃は補助対象としない。)	被害防止に十分な効果が認められるものであること。	1／2以内、補助額の上限を200千円とする。
	農業者	(3) イノシシ等侵入防止柵の導入経費	圃場に設置する電気柵、金網柵及び設置に必要な資材(設置労賃は補助対象としない。) ※国の補助事業等で対象とならないものに限る。	被害防止に十分な効果が認められるものであること。	1／2以内、補助額の上限を100千円(電気柵)、300千円(金網柵)とする。
8. 労働力確保整備事業	認定農業者 農業協同組合 農業者が組織する団体	雇用を確保するための施設等の整備に対する経費	雇用を確保するための休憩所、トイレ(原則として、排水工事または浄化槽設置工事を伴うもの。ただし、整備箇所において上記の工事が困難な場合は、移設が容易でないものに限る。)シャワールーム、更衣室(ただし備品及び研修生等の居住空間の整	①就労と定着を促進するために、雇用者が働きやすい環境整備に関する取組であること。 ②過去に補助事業で整備した施設の改修等は補助対象外とする。 ③施設の広さや機能等について、雇用の実態に沿った適正な規模、能力であること。	1／2以内、補助額の上限を1,000千円とする。

			備は対象外とする。) ※ハウスや樹園地の周辺等に整備するものに限る。	④雇用者と雇用契約を締結していること、又は契約を締結することが確実であること。ただし、農福連携の場合、雇用者と福祉施設との契約締結していること、又は契約を締結することが確実であること。 ⑤整備する施設等については、雇用者の専用施設であること。 ⑥関係法令を遵守すること。	
9. 軽労働化整備事業	認定農業者 認定新規就農者 農業協同組合 農業者が組織する団体	農作業の軽労働化のための機械の導入に対する経費	(ア)動力運搬機 (イ)自走式防除機、常温煙霧機 ※(ア)乗用型のものは対象外 ※(イ)無人で散布作業を行うことが可能なものに限る。	農作業を軽労働化することが明確であること。	1／3以内、受益者1戸の補助額の上限を500千円とする。
10. スマート農業整備事業	農業協同組合 農業者が組織する団体 認定農業者	(1)ロボット・ICT・AI等を活用した農業施設等の導入に対する経費	圃場管理システム、施設園芸における環境制御装置、畜産における個体管理装置、自動搾乳ロボット、ICT等を使用した鳥獣捕機器、アシストスーツ等 ※1台あたりの価格(税抜)が10万円以上のものに限る。 ※作業機械(収量コンバイン、乗用管理機、農業用ドローン等)は対象としない。	ロボット・ICT・AI等の活用により省力化、効率化、高品質化等に十分な効果が認められること。	1／2以内、受益者1戸の補助額の上限を2,000千円とする。
	農業協同組合 農業者が組織する団体	(2)共同利用を目的としたロボット・ICT・AI等を活用した農業機械の導入に対する経費	自動操舵システム、直進アシスト機能付き農機、GPSガイダンスシステム、ICT等を使用した作業機械(播種機、移植機、乗用管理機、防除機、田植機、収量コンバイン、農業用ドローン等)、草刈機(自律走行式又はリモコン式のもの)等	①受益農家は3戸以上であること。 ②ロボット・ICT・AI等の活用により省力化、効率化、高品質化等に十分な効果が認められること。	1／2以内、補助額の上限を5,000千円とする。

※既存の施設・機械等の代替として同種・同能力等のものを再度整備(いわゆる単純更新)するもの及び中古品は対象としない。

### III 市長特認

事業名	事業実施主体	補助対象経費	左の説明	採択要件	補助率
その都度決定する。	その都度決定する。	その都度決定する。	その都度決定する。	その都度決定する。	その都度決定する。

区	受付番号

## 熊本市夢と活力ある農業推進事業計画書（事業実績書）

## 1 申請者（事業実施主体）

氏名（名称） (代表者)				電話番号	
住所	〒 熊本市				
事業実施主体 区分	<input type="checkbox"/> 農業者 <input type="checkbox"/> 認定農業者 <input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> 農業者が組織する団体 <input type="checkbox"/> 農業協同組合 <input type="checkbox"/> 農区				(*該当部分に✓を記入してください。)
	<input type="checkbox"/> 認定農業者（　　歳） <input type="checkbox"/> 認定新規就農者（　　歳） <input type="checkbox"/> 農業者が組織する団体 <input type="checkbox"/> みどり認定取得者※ (*該当部分に✓を記入してください。)				

※みどりの食料システム法に基づき、「環境負荷低減事業活動実施計画」の認定を受けた者

## 2 事業名（該当する事業名を記入してください。整備事業の場合は、対象地域に✓を記入してください。）

事業名	【対象地域】 <input type="checkbox"/> 農業振興地域 · <input type="checkbox"/> その他		
-----	--	--	--

## 3 事業の計画

現状の説明・課題及び事業の目的				
事業の内容	期待される効果 (効果の検証) 具体的な目標			
		項目	現状	目標
事業量				
実施箇所				
対象品目 受益面積等				
事業費	総事業費	補助対象事業費	市補助金	自己資金
	円	円	円	円

## 4 事業実施期間（工期）

着手（予定）	年 月 日	完了（予定）	年 月 日
--------	-------	--------	-------

## 5 添付資料（事業実績書の場合は不要）

- 1 見積書等事業費の積算がわかる資料、規模決定根拠がわかる資料
- 2 カタログ、現況がわかる写真等
- 3 事業実施箇所の位置図、平面図、断面図、構造図等
- 4 農業者が組織する団体の場合は、構成員の名簿、規約・定款等の写し
- 5 その他必要と認める資料

誓約書 兼 同意書

- 1 熊本市夢と活力ある農業推進事業実施要綱第3条に定める要件を満たしています。  
また、申請内容及び提出書類に虚偽はありません。要件を満たしていないことが判明した場合は、補助金の返還等に応じます。
- 2 事業の実施にあたり、市から行う調査、照会、市ホームページ等への事業概要等の公表、新聞等への掲載及び関係機関への資料提供に協力することに同意します。

年　月　日

熊本市長 様

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

市確認欄	
確認者	確認方法
	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他 ( )

様式第2号（第8条関係）

年　月　日

熊本市長（宛）

申請者　住 所  
名 称  
代表者

事業実績報告書

年　月　日付け　発第　号の交付決定通知に基づき、　年度熊本市夢と活力ある農業推進事業を実施したので、熊本市夢と活力ある農業推進事業実施要綱第8条の規定により関係書類を添えてその実績を報告します。

記

別添書類

- 1 事業実績書
- 2 その他市長が必要と認める事項